

一般健診断

動向

職場での健診項目見直しに関する「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」が進められた。労働安全衛生法（以下、安衛法）に基づく定期健診についてはこれまで平成元年、10年、19年に改正され、生活習慣病などに対応する項目の追加などが行われてきている。一方、高齢者医療確保法では安衛法に基づく定期健診の結果を医療保険者の求めに応じて提供しなければならない、と規定。特定健診・保健指導の分野では、「特定健康診査・特定保健指導のあり方に関する検討会」（健康局）が技術的事項を、「保険者による検診・保健指導等に関する検討会」（保険局）が制度的事項を検討する形で見直しが行われた。そのため「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」は両検討会とも連携しながら、内容の整備がされた。

厚労省が示した検討内容案について審議が行われ、高齢化やストレスチェック制度の創設など労働者の健康管理を取り巻く状況の変化や医療技術の進展などを踏まえ、平成30年度より、「第3期特定健診・特定保健指導」及び「定期健康診断等における診断項目への取扱い等について」として見直しされることとなった。

労働安全衛生法で定められた一般健康診断

労働安全衛生規則第43～47条によって事業主が実施することが義務づけられている健康診断が一般健康診断である。雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断、給食従業員の検便・歯科医師による健康診断などがある。

平成28年度、当協会では2,160団体、281,826名に実施された。

A 雇入時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）

労働者を雇入れた際は、次の項目の健康診断を行わなければならない。健康診断項目の省略は出来ない。平成28年度は4,037名に実施された。

- 1 既往歴・喫煙歴・服薬歴・業務歴の調査
- 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力、および聴力の検査（1000Hz・30dB）（4000Hz・30dB）
- 4 胸部X線検査
- 5 血圧の測定
- 6 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- 7 貧血検査（赤血球数、血色素量）
- 8 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）
- 9 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）
- 10 血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）
- 11 心電図検査

B 定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）

事業者は、常時（雇用したパートを含む週30時間以上（正規従業員の労働時間4分の3以上）使用する労働者（満15歳以下の労働者を除く）に対して、1年以内ごとに1回、定期に、下記の項目につい

て、医師による健康診断を行わなければならない。平成28年度、当協会では214,785名に実施された。

- Aの1、2、5、7～11および
- 3 身長、体重、視力、腹囲、および聴力の検査（1000Hz・30dB）（4000Hz・40dB）
- 4 胸部X線検査、および喀痰検査
- 6 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）（尿中の糖の有無の検査は、平成20年4月1日から省略できなくなった）

*医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目

- ・身長測定：20歳以上の者
- ・聴力検査：45歳未満の者（35歳と40歳を除く）については医師が適当と認める聴力の検査（オージオまたはその他の方法）に代えることができる。
- ・喀痰検査：胸部X線検査によって疾病の発見、結核発病のおそれがないと診断された者、および胸部X線検査を省略した者
- ・胸部X線検査：平成20年3月まで、原則すべての方に実施が義務付けられていたが、平成20年4月から次のように見直された。
40歳未満の方で下記に該当せず医師が認めた者
ア. 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳および35歳）の者
- イ. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働くかれている者
- ウ. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
- ・心電図検査、血中脂質検査、肝臓機能検査、貧血検査、血糖検査は35歳未満と36歳以上40歳未満の者について省略できる。
- ・腹囲測定：40歳未満（35歳を除く）の場合、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合、BMIが20未満である場合、BMIが22未満であって、自ら腹囲を申告した場合

*他の健康診断と重複する項目の省略

上記の定期健康診断の項目は、雇入時の健康診断や海外派遣者の健康診断、特殊健康診断を受けた者、医師による健康診断を受けた後3ヶ月を経過しない者を雇い入れる場合に健康診断の結果を証明する書面を提出した者については、その健康診断の実施の日から1年間に限って、その健康診断の項目に相当する項目を省略することができる。

C 特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則第45条）

深夜業または労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務などの特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際および6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければならない。ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りることとされている。

関係の集計表は107頁に掲載
